

発議第16号

新聞の軽減税率に関する意見書について

新聞の軽減税率に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年10月16日 提出

松阪市議会議員	野 呂 一 男
	中 村 良 子
	山 本 芳 敬
	大 平 勇
	今 井 一 久
	西 村 友 志
	田 中 力

新聞の軽減税率に関する意見書

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持って、日々の仕事に取り組むとともに、新聞の戸別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考える。

政府は、景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調にふえる保証はない。

また、平成27年10月に予定されている消費税増税によって、各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえることを懸念する。このことによって、国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになるであろう。特に、社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安定を招くことになる。

さらに、新聞販売店の経営が大幅に悪化すると、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる恐れもある。

政府は、「消費税率アップに例外はつくりたくない」と考えているようであるが、多くの国では、品目別の複数税率が導入され、また、民主主義という観点での先進他国では、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用している。

よって国においては、消費税増税に当たり、複数税率の導入、新聞への軽減税率適用を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月16日

三重県松阪市議会議長 水 谷 晴 夫